

昭和拾年

(月報番號第一七三號)

No. 139

小作爭議調查表

場 所	關 係 人 員	地 主 關 係 團 體	原 因	事 要 項 求	經 過
鞍手郡吉川村大字中伏	地主 吉田千代吉 小作人 山内由徳市	田一及八畝	小作人以外賣り大買難に事... 地主は地主に土地を譲り... 小作人は小作人に土地を譲り... 地主は地主に土地を譲り... 小作人は小作人に土地を譲り...	土地を返還せよ	地主は地主に土地を譲り... 小作人は小作人に土地を譲り... 地主は地主に土地を譲り... 小作人は小作人に土地を譲り... 地主は地主に土地を譲り... 小作人は小作人に土地を譲り...

(昭和十年七月分)

財團協調會福岡出張所

備 考	結 果
	<p>一、地主は昭和九年一度小作に後減額二割を認め、二、小作人は七月三十日迄に不稼米を納入す。</p>